

第1部 福岡市農林業総合計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の目的

福岡市では、人口160万人超の大消費地を擁する特性を活かし、野菜や花きを主体とした都市型農業が営まれ、市民に新鮮で安全な農産物を提供しています。福岡市の農林業は、食べ物がおいしく、自然が近いという福岡市の魅力を支え、観光都市福岡の集客に大いに貢献しています。農地や森林は、生物多様性や生態系の保全、洪水防止機能、水質浄化などの水源涵養機能^{かん}、防災空間の確保、大気の浄化、良好な景観の形成など多面的な機能を有しており、市民に潤いと安らぎをもたらしています。

平成29年3月に策定した「福岡市農林業総合計画（平成29年度～令和3年度）」に基づき、農林業施策を展開していますが、農家戸数の減少や農林業従事者の高齢化、担い手不足などによる農地の減少や耕作放棄地の顕在化、所有者不明の森林の増加など、農林業を取り巻く情勢は依然として厳しい状態が続いています。

国においては、国民生活に不可欠な食料を将来にわたって安定的に供給するとともに、食料自給率の向上を図るため、また、林業・木材産業の成長産業化と森林資源の適切な管理の実現のため、様々な施策を展開しています。一方で、ロボットやAI・IoTといったイノベーション（技術革新）や、TPP等の経済連携協定等の発効に伴うグローバル化の一層の進展、さらに、持続可能な開発目標（SDGs）やカーボンニュートラルに対する国内外の関心の高まりなど、農林業が新たな時代を迎えています。

新たな時代の到来にあわせて、福岡市においても持続可能な力強い農林業を実現していかなければなりません。そのためには農林業所得の向上を図ることは重要な課題であり、農林業の振興に向けた取組みをしっかりと進めていく必要があります。

こうした情勢の変化や福岡市農林業の現況と課題を踏まえ、福岡市農林業振興の指針となる計画を策定します。

第2節 計画の位置づけ

(1) 福岡市農林業振興のための施策・事業実施の総合的な指針とします。

今後の農林業振興施策を計画的、総合的に実施していくための指針とし、予算の編成・執行にあたっては、この計画を基本として施策・事業の推進を図ります。

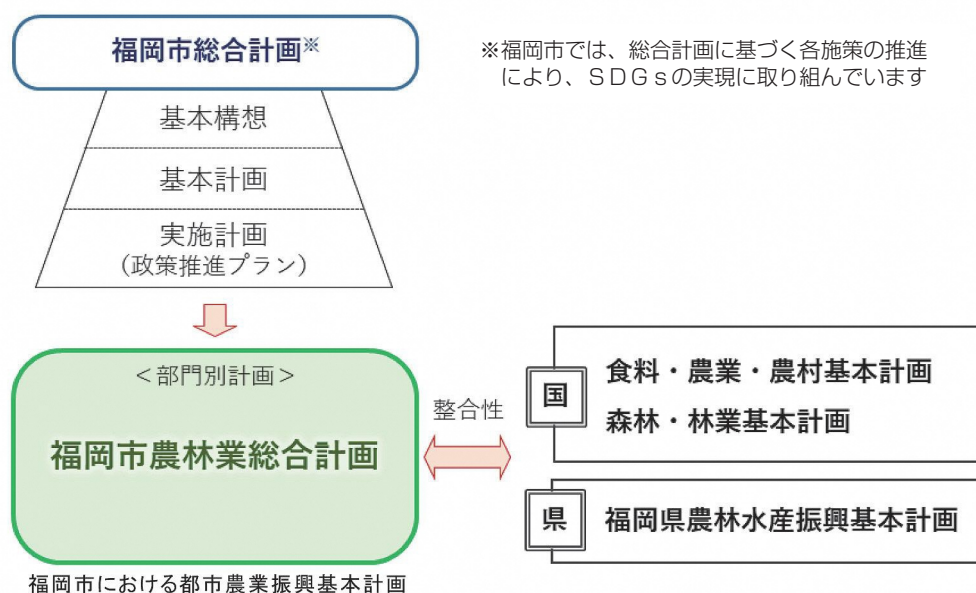
(2) 国及び県等の農林業振興に関する計画と整合性のあるものとします。

国の「食料・農業・農村基本計画」及び「森林・林業基本計画」、県の「福岡県農林水産振興基本計画」など農林業振興に係る諸計画との整合性に留意し、策定するものとします。

(3) 福岡市基本計画の農林業振興における部門別計画とします。

福岡市の基本構想・基本計画に基づく福岡市農林業振興の部門別計画とし、福岡市の他の部門別計画との連携を図ります。

(4) 「^ちふくおかさん家のうまかもん条例」に関連する施策の推進を図るものとします。



第3節 計画期間（目標年次）

計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5か年とします。